

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によつて、指定管理者制
度による公の施設の管理運営に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊
のとおり公表する。

平成二十二年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
加賀美和正	高橋義則	下原康充	富永健三